委　託　契　約　書（案）

新潟市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、下記の業務について次のとおり契約を締結する。

1　委託業務の名称　　令和９年度分給与支払報告書受付及び処理業務

2　委託業務の内容　　別紙仕様書のとおり

3　履行場所　　甲の指定する場所

4　履行期間　　令和９年１月６日　から　令和９年２月２６日　まで

5　契約金額　　総額
金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

6　契約保証金　　免除

7　契約条項　　別紙「令和９年度分給与支払報告書受付及び処理業務委託契約書　契約条項」のとおり

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　新潟市中央区学校町通１番町 602 番地１
新潟市
代表者　　新潟市長　　中原　八一　　印

乙

令和9年度分給与支払報告書受付及び処理業務委託契約書　契約条項

（総則）

第1条　甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

4　乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

5　この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6　この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。

7　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

8　この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。

10　この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第2条　乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1）　契約保証金の納付

（2）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

（4）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2　前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3　第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
4　第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。
5　甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）
第3条　乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（特許権等の使用）
第4条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止）
第5条　乙は、第三者に対し、業務の全部を一括して、又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
2　乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の内容を記載した書面を甲に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により履行着手後に再委託を行う場合にあっては、速やかに再委託の内容を記載した書面を提出し、甲の承諾を得るものとする。
3　乙は、前項の規定により再委託をするときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して一切の責任を負うものとする。

（履行の監督）
第6条　甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（一般的損害）
第7条　業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第8条　業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2　前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

（履行届書の提出）

第9条　乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第10条　甲は、履行届書を受理したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2　甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

3　乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

4　第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は全て乙の負担とする。

（引渡し）

第11条　業務の成果が物の引渡しを伴うものである場合、乙は、成果品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2　成果品の検査については、前条の規定を準用する。

3　甲は、成果品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4　成果品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5　甲は、検査に不合格となった成果品について、成果品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は委託料の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

6　乙は、前項の成果品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

（不合格品の引取り）

第12条　乙は、検査の結果、不合格とされた成果品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2　甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の成果品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の成果品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

（委託料の支払）

第13条　乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。なお、支払方法は口座振替によるものとする。

3　甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものであるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、第2項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求があったものとしないものとする。

4　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

（履行期限の延長）

第14条　乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2　甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3　前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第15条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2　前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1、000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3　第1項の違約金は、委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

（契約不適合責任）

第16条　業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2　乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。
3　前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。
4　甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が履行届書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
5　第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。
6　第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（契約の変更）
第17条　甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。
2　前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

（甲の解除権）
第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
(1)　履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
(2)　正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
(3)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
(3)　自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
(4)　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
(5)　破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
(6)　解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
(7)　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）第9条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第10条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
(8)　前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
(9)　前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
3　甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4　乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
5　乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）
第19条　乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。
(1)　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
(2)　反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
　ア　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
　イ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
　ウ　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
　エ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
(3)　自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
(4)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
(5)　自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
　ア　暴力的な要求行為
　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為
　ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
　エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
　オ　この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
　カ　この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
　キ　その他アからカに準ずる行為
2　乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
(1)　前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
(2)　前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
(3)　前項第5号の確約に反した行為をした場合
3　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。
4　乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすること

ができない。

（談合その他不正行為による解除）

第20条　甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。

（2）　乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

（3）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第21条　乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3　第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

第22条　乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

（1）　第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

（2）　第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3　前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならな

い。

（乙の解除権）

第23条　乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2　甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3　乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（危険負担）

第24条　成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

2　第10条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、第11条の引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

（費用の負担）

第25条　この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（反社会的勢力からの不当介入等に対する措置）

第26条　乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2　甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

（作業場所）

第27条　乙は、機密保持又は本業務の実施上の必要性から、甲の施設内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所の使用を要請することができるものとする。この場合は、明確に他の事務室と区分される場所とする。

2　甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能な場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により、貸与し又は提供することができるものとする。

3　乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者は、甲の施設内で本業務を実施する場合は、乙の社名入りネームプレートを着用しなければならない。

（資料等の提供、管理及び返還）

第28条　甲は、乙に対し、本業務に必要な資料及び機器等（以下「原始資料等」という。）の提供について、乙から要請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を乙に知らせなければならない。甲は、提供が可能

な場合は、速やかに乙に無償で貸与・開示等を行う。

2　乙は、原始資料等のうち資料等を甲の事前の承認なしに複写又は複製してはならない。また、甲の事前の承認なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。更に、甲から提供された原始資料等を本業務の目的外に使用してはならない。

3　乙が本業務での使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は本業務に用いたすべての原始資料等を速やかに甲に返還し、又は、甲の指示に従い破棄しなければならない。

（主任担当者の指定及び通知）

第29条　甲及び乙は、本業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知するものとする。主任担当者を変更したときもまた同様とする。

（直接対話の原則禁止）

第30条　甲及び乙が本業務に関し、相手方の職員と対話する必要が生じた場合には、原則として、主任担当者を通じて行うものとする。

（指揮命令）

第31条　本業務の実施に係る乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の施設内になる場合の乙の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等は甲乙協議のうえ決定する。しかし、その場合でも本業務の実施に係る乙の作業従事者に対する指揮命令は乙が行うものとする。

（事故等の報告）

第32条　乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

（作業の進捗状況の報告等）

第33条　乙は、甲からの指示がある場合には、受託した本業務の進捗状況及び実績時間等について、甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第34条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第35条　乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（疑義の決定）

第36条　この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条　乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和 6 年 6 月 26 日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条　乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条　乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4条　乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5条　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6条　乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第7条　乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8条　乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（実地調査）

第9条　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（事故報告）

第10条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第11条　甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認

められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第12条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

（目的）

第1条　情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

（用語の定義）

第2条　本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

（1） 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア　情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ　アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ　情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

（2） コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

（3） 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

（4） 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

（情報資産の適正管理）

第3条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

（情報資産の適正使用）

第4条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

（情報資産の適正保管）
第5条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

（情報資産の持ち出し・配布）
第6条　乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。
2　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。
3　乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。
4　乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

（情報資産の持ち込み）
第7条　乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んではならない。
2　乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（情報資産の廃棄）
第8条　乙は、第2条第1項第1号イに掲げる情報資産の廃棄、賃貸借期間満了時の返却及び故障時の交換（以下「廃棄等」という）をする場合、事前に甲の許可を受けなければならない。
2　前項の廃棄等の方法は、総行情第77号「情報システム機器の廃棄時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日総務省自治行政局地域情報政策室長）の例により情報を復元できないように措置を講じなければならない。
3　乙は、前項の措置を講じる場合は、廃棄等の日時、作業事業者名、作業責任者名、処分方法及びシリアルナンバー等処分機器が特定できる情報等を明確にし、その廃棄等の内容を証するものを作成し、甲に提出しなければならない。

（機器の管理）
第9条　乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。
2　乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。
3　乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

（機器の持ち出し）
第10条　乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。
2　乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。
3　乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合についても、第8条と同様とする。

（機器の持ち込み）
第11条　乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んではならない。
2　乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

（機器の廃棄）
第12条　乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合についても、第8条と同様とする。

（コンピュータウイルス対策）
第13条　乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

（開発環境）
第14条　乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるも

のとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

（試験データの取扱）

第15条　乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

（一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室）

第16条　乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2　乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となってはならない。

（搬入出物の管理）

第17条　乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2　乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

（作業体制）

第18条　乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

（報告書・記録等の提出）

第19条　乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2　乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

（情報資産の授受）

第20条　乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

（教育・訓練への参加の義務）

第21条　乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

（検査・指導）

第22条　乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2　乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

（事故報告）

第23条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（指示）

第24条　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第25条　甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（疑義等の決定）

第26条　本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

新潟市個人情報取扱委託業務等に関する個人情報取扱状況報告書

※この表において「個人情報」とは、個人情報取扱委託業務等において取り扱う個人情報をいいます。
※確認結果欄の「はい」「いいえ」のどちらかにチェックを入れてください。該当がない項目は「非該当」にチェックしてください。
※今後実施予定がある場合又は実施することを承知している場合は、「はい」にチェックしてください。
※この報告書は、原則、業務履行開始前に提出をお願いします。

契約件名		令和9年度分給与支払報告書受付及び処理業務委託			
No.	措置項目	確認内容	確認結果		
			はい	いいえ	非該当
1	法令の遵守	個人情報の保護に関する法律第４章その他関係法令を遵守していますか。	□	□	
2	規程の整備	個人情報等の適切な管理に関する定めを整備していますか。 （例：組織全体の規定、担当部署の規定、業務マニュアルの整備など）	□	□	
3	管理体制	個人情報を安全に取扱うための組織体制を構築していますか。 （例：個人情報に関する総括責任者、担当部署の責任者の指定など）	□	□	
		責任者は、個人情報を扱う業務に従事する従事者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）を明確にしていますか。	□	□	
4	教育研修	従事者に対して、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発等の研修を実施しましたか。	□	□	
5	従事者の責務	従事者は、法の趣旨にのっとり、関連法令及び責任者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならないことを理解していますか。	□	□	
6	アクセス制限	個人情報にアクセスする権限を管理していますか。	□	□	
		個人情報を取り扱うシステムや個人情報が含まれるデータへのアクセスログその他の個人情報の取扱いに係る記録等を保存していますか。	□	□	
		責任者は、従事者に対して、個人情報にアクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはいけないこと及びアクセスは必要最小限としなければならないことについて周知していますか。	□	□	
7	複製等の制限	責任者は、次に掲げる行為について、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、新潟市の指示又は承諾に基づき行わなければならないことを従事者に周知していますか。 ①　個人情報の複製 ②　個人情報の送信 ③　個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し ④　その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為	□	□	
8	誤りの訂正等	従事者が個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、新潟市及び責任者の指示に従い訂正等を行うように周知し、実施していますか。	□	□	
9	媒体の管理等	個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じて、耐火金庫への保管、施錠等を行っていますか。	□	□	
		個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
10	誤送付等の防止	個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従事者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
11	廃棄等	個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、新潟市及び責任者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うようにしていますか。	□	□	□
		個人情報の消去や個人情報が記録されている媒体の廃棄を再委託（新潟市から見た再委託。以下同じ）する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて責任者が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、再委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するようにしていますか。	□	□	□

No.	措置項目	確認内容	確認結果		
			はい	いいえ	非該当
12	個人情報の取扱状況の記録	個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録していますか。	□	□	□
13	外的環境の把握	個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じていますか。	□	□	□
14	アクセス制御	情報システム（パソコン等の機器を含む。以下同じ。）で取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
		上記の措置を講ずる場合は、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
15	アクセス記録	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
		アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
16	アクセス状況の監視	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
17	管理者権限の設定	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
18	外部からの不正アクセスの防止	個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
19	不正プログラムによる漏えい等の防止	不正プログラムによる個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じていますか。	□	□	□
20	情報システムにおける個人情報の処理	情報システムで取り扱う個人情報について、従事者が一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去していますか。	□	□	□
		責任者は、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認していますか。	□	□	□
21	暗号化	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のための必要な措置を講じていますか。	□	□	□
22	記録機能を有する機器・媒体の接続制限	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末（当該機器の更新への対応を含む。）等への接続の制限等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
23	端末の限定	情報システムで取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
24	端末の盗難防止等	端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
		従事者は、新潟市の指示又は承諾がある場合で、責任者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んでいませんか。	□	□	□
25	第三者の閲覧防止	端末の使用に当たって、個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じていますか。	□	□	□
26	入力情報の照合等	情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行っていますか。	□	□	□
27	バックアップ	個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
28	情報システム設計書等の管理	個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じていますか。	□	□	□

No.	措置項目	確認内容	確認結果		
			はい	いいえ	非該当
29	入退管理	個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じていますか。	□	□	□
		個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合は、必要に応じて上記の措置を講じていますか。	□	□	□
		必要に応じて情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じていますか。	□	□	□
		情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要に応じて立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じていますか。	□	□	□
30	情報システム室等の管理	外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じていますか。	□	□	□
		災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じていますか。	□	□	□
31	業務の委託等	個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、新潟市から承諾を得て行っていますか。	□	□	□
		個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、再委託先に対して、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行っていますか。	□	□	□
		個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記していますか。	□	□	□
32	サイバーセキュリティの確保	個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用する場合は、サイバーセキュリティ基本法によるサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保していますか。	□	□	□
33	事案の報告及び再発防止措置	個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した従事者は、直ちに責任者に報告するようになっていますか。	□	□	
		漏えい等事案が発生した場合は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるようになっていますか。特に外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（従事者に行わせることを含む。）ようになっていますか。	□	□	
		責任者は、漏えい等事案が発生した場合は、直ちに新潟市に報告する体制のフロー等を定めていますか。	□	□	
		責任者は、漏えい等事案が発生した場合は、当該事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、組織内に再発防止措置を共有するようになっていますか。	□	□	
34	点検	責任者は、個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に点検を行っていますか。	□	□	
35	評価及び見直し	責任者等は、上記34の措置による点検の結果又は新潟市による検査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要に応じて、その見直し等の措置を講じていますか。	□	□	

（報告日）　　年　　月　　日

上記のとおり報告します。

受託者（名称及び代表者の氏名）